

# 平成21年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I	平成21年分所得税の主な改正事項	1 ページ
II	平成20年度の改正事項のうち、平成21年分の所得税から適用される主なもの	9 ページ
III	平成21年度の改正事項のうち、平成22年分の所得税から適用される主なもの	10 ページ
IV	金融・証券税制の改正(平成20年度及び平成21年度の改正による改正後)	10 ページ
○	この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
	所法	所得税法
	所令	所得税法施行令
	措法	租税特別措置法
	措令	租税特別措置法施行令
	措規	租税特別措置法施行規則
	平成21年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則
	平成21年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第104号)附則
	平成21年改正措令等附則	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則
	平成20年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則
	平成20年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則
	平成20年改正措令附則	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則
	耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令

- この説明書は、平成21年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関するさまざまな情報をホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】で提供しています。

## I 平成21年分所得税の主な改正事項

### 1 住宅借入金等特別控除の改正(措法41)

適用期限が5年延長される(平成11年1月1日から平成25年12月31日までの間に、居住の用に供した場合に適用できます。)とともに、次のとおり改められました(措法41①)。

- (1) 居住者が、居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等(以下「住宅の取得等」といいます。)をして、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率等が次のとおりとされました(措法41①②)。

居 住 年	控除期間	住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 の 限 度 額	控 除 率	最 大 控 除 可 能 額
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	200万円

また、対象となる増改築等について、省エネ改修工事をして、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合には、その要件が緩和され、対象となる省エネ改修工事の範囲が拡大されました(措令26②、平成20年国土交通省告示第513号(最終改正平成21年国土交通省告示第380号))。

※ 増改築等について、下記4の住宅特定改修特別税額控除の適用を受ける場合には、その増改築等について(1)の住宅借入金等特別控除は適用できません。

- (2) 居住者が、認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得(以下「認定長期優良住宅の新築等」といいます。)をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21

年6月4日)から平成25年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合の特例(以下「認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」といいます。)が創設され、その控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率等が次のとおりとされました(措法41⑤)。

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円

※ 認定長期優良住宅の新築等について、下記5の認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用を受ける場合には、その認定長期優良住宅の新築等について(1)及び(2)の住宅借入金等特別控除は適用できません。

- (3) 住宅の取得等又は認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年1月1日以後に自己の居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した日からその居住の用に供した年の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋をその者の居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、翌年以後再びその家屋を居住の用に供した場合には、当初居住の用に供した年において居住の用に供していたことを証する書類の提出等一定の要件の下で、住宅借入金等特別控除を適用することができることとされました(措法41⑩、平成21年所法等改正法附則33①)。

※ 改正前は、住宅の取得等をして住宅借入金等特別控除を適用していた居住者が、平成15年4月1日以後に勤務先からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその適用を受けていた家屋を居住の用に供しなくなった後、これらの家屋を再びその者の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、住宅借入金等特別控除の再適用ができることとされていました(措法41⑩)。

- (4) 居住者が自己の所有している家屋に、増改築等をして、その増改築等をした部分を平成21年1月1日以後に居住の用に供した場合(その増改築等の日から6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限ります。)に、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用ができることとされました(措法41①)。

※ 改正前は、居住者が自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供しているものに、増改築等をして、その増改築等をした部分を6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用ができることとされていました(旧措法41①)。

## 2 特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の改正(措法41の3の2)

適用期限が5年延長され(平成19年4月1日から平成25年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合に適用できます。)ました(措法41の3の2①)。

また、対象となる断熱改修工事等について、改修工事をして、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、その要件が緩和され、対象となる断熱改修工事等の範囲が拡大されました(措令26の4⑩、平成20年国土交通省告示第513号(最終改正平成21年国土交通省告示第380号))。

## 3 住宅耐震改修特別控除の改正(措法41の19の2)

適用期限が5年延長され(平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合に適用できます。)るとともに、控除額の計算方法等が次のとおり改められました(措法41の19の2)。

- (1) 控除額の計算における「控除の対象となる金額」について、「住宅耐震改修に要した費用の額」とその住宅耐震改修に係る耐震工事の「標準的な費用の額」のいずれか少ない方の金額とされました(措法41の19の2①)。
- ※ 住宅耐震改修に係る耐震工事の「標準的な費用の額」とは、住宅耐震改修に係る工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その住宅耐震改修に係る工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいいます(平成21年国土交通省告示第383号)。
- (2) 地方公共団体が作成する耐震改修に関する計画の要件に、耐震診断を対象とした事業であること及び耐震診断費用のために補助金が交付されることが加えられたほか、補助金額の下限要件が撤廃され、適用対象区域が拡大されました(措法41の19の2①、措令26の28の4①、措規19の11の2①②③)。

なお、これらの改正は、平成21年1月1日以後に行う住宅耐震改修について適用されます(平成21年所法等改正法附則35)。

#### 4 住宅特定改修特別税額控除の創設(措法 41 の 19 の 3)

既存住宅について特定の改修工事(一定のバリアフリー改修工事及び一定の省エネ改修工事)をした場合の所得税額の特別控除(以下「住宅特定改修特別税額控除」といいます。)が、次のとおり創設されました。

- (1) 特定居住者が、その者の所有する家屋で、自己の居住の用に供するものについて、一定のバリアフリー改修工事(高齢者等居住改修工事等)又は一定の省エネ改修工事(一般断熱改修工事等)をして、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、その家屋をその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」とその高齢者等居住改修工事等の「標準的な費用の額」のいずれか少ない方の金額(200 万円を限度とします。)の 10%に相当する金額及びその「一般断熱改修工事等に要した費用の額」とその一般断熱改修工事等の「標準的な費用の額」のいずれか少ない方の金額(200 万円(太陽光発電設備設置工事を含む一般断熱改修工事等の場合は、300 万円)を限度とします。)の 10%に相当する金額の合計額(20 万円(太陽光発電設備設置工事を含む一般断熱改修工事等の場合は、30 万円)を限度とします。)をその年分の所得税の額から控除することとされました(措法 41 の 19 の 3①)。

なお、この控除は、特定居住者が平成 21 年分でこの控除又は下記(2)の控除を適用した場合には、原則として、平成 22 年分において適用できません(措法 41 の 19 の 3⑤)。

※ 「特定居住者」とは、①50 歳以上である者、②介護保険法に規定する要介護認定を受けている者、③介護保険法に規定する要支援認定を受けている者、④所得税法に規定する障害者に該当する者、⑤②から④のいずれかに該当する者又は年齢が 65 歳以上である親族と同居を常況としている者のいずれかに該当する居住者をいいます。

※ 高齢者等居住改修工事等の「標準的な費用の額」とは、高齢者等居住改修工事等の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その高齢者等居住改修工事等を行った床面積等を乗じて計算した金額をいいます(平成 21 年国土交通省告示第 384 号)。

一般断熱改修工事等の「標準的な費用の額」とは、一般断熱改修工事等の改修部位ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その一般断熱改修工事等を行った床面積等を乗じて計算した金額をいいます(平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号)。

- (2) 特定居住者以外の居住者が、その者の所有する家屋で、自己の居住の用に供するものについて、一定の省エネ改修工事(一般断熱改修工事等)をして、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、その家屋をその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その「一般断熱改修工事等に要した費用の額」とその一般断熱改修工事等の「標準的な費用の額」のいずれか少ない方の金額(200 万円(太陽光発電設備設置工事を含む一般断熱改修工事等の場合は、300 万円)を限度とします。)の 10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除することとされました(措法 41 の 19 の 3②)。

なお、この控除は、特定居住者以外の居住者が平成 21 年分でこの控除を適用した場合は、原則として、平成 22 年分において適用できません(措法 41 の 19 の 3⑥)。

- (3) これらの改修工事について住宅借入金等特別控除又は特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合には、その改修工事についてこの住宅特定改修特別税額控除は適用できません(措法 41⑥)。

#### 5 認定長期優良住宅新築等特別税額控除の創設(措法 41 の 19 の 4)

- (1) 居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成 21 年 6 月 4 日)から平成 23 年 12 月 31 日までの間に、その家屋をその者の居住の用に供した場合(その新築の日又はその取得の日から 6 ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限りです。)には、一定の要件の下で、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る「標準的な費用の額」(1,000 万円を限度とします。)の 10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除(以下「認定長期優良住宅新築等特別税額控除」といいます。)することとされました(措法 41 の 19 の 4①)。

また、その年分の所得税の額から控除しても控除しきれない金額については、翌年分の所得税の額から控除することとされました(措法 41 の 19 の 4②)。

※ 認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る「標準的な費用の額」とは、認定長期優良住宅の構造の区分ごとに、平米当たりで定められた金額に、その認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額をいいます(平成 21 年国土交通省告示第 385 号)。

- (2) 認定長期優良住宅の新築等について、住宅借入金等特別控除を適用する場合には、その認定長期優良住宅の新築等についてこの認定長期優良住宅新築等特別税額控除は適用できません(措法 41⑧⑩)。

◎ 住宅税制の改正について、詳しくは、平成 21 年 4 月 8 日付個人課税課情報第 4 号「平成 21 年度税制改正における住宅税制について(情報)」(国税庁ホームページに掲載しています。)をご覧ください。

6 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主その他一定の者に対して定額給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金(いわゆる「定額給付金」)については、所得税を課さないこととされました(措法41の8②)。

7 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除(措法41の18)について、その適用期限が5年延長されました。

## 8 納税環境の整備

(1) 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除(措法41の19の5)の適用期限が2年延長されました。

なお、この税額控除を適用した者は、その後の適用年分においてこの税額控除の適用はできないこととされています(1回限りの適用です。)

(2) 税務手続の電子化促進措置

所得税の確定申告書の提出が e-Tax を使用して行われる場合において、一定の要件の下で、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類が加えられました(平成20年国税庁告示第37号)。

イ 上場株式配当等の支払通知書

ロ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

ハ 配当等とみなされる金額の支払通知書

《適用時期》 この改正は、平成21年1月5日以後に、e-Taxを使用して平成21年分以後の所得税の確定申告書の提出を行う場合について適用されます。

## 9 その他の主な改正事項

### <事業所得等関係>

#### (減価償却等関係)

(1) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法10)について、特別試験研究費の範囲に、改正後の産業技術力強化法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用が加えられました(措令5の3⑫)。

《適用時期》 この改正は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生法等の一部を改正する法律(平成21年4月1日現在審議中。以下「産業活力再生法等の一部を改正する法律」といいます。)の施行の日以後に支出する費用について適用されます(平成21年改正措令等附則5)。

(2) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の2)について、その適用期限が2年延長されました。

また、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備は、その事業の用に供した日の属する年分において、即時償却できることとされました。

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備について適用されます(平成21年所法等改正法附則25)。

(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の4)について、その適用期限が2年延長されました。

(4) 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の6)について、償却限度額及び特別税額控除額の計算の基礎となる情報基盤強化設備等の基準取得価額をその取得価額の100分の70相当額とすることとされました。

(5) 特定設備等の特別償却(措法11)のうち、船舶の特別償却制度の内航船舶について、環境への負荷の低減に著しく資するものに係る償却割合が100分の18(改正前100分の16)に引き上げられた上、その適用期限が2年延長されました。

(6) 地震防災対策用資産の特別償却(措法11の2)について、青色申告書を提出する個人で地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において地震防災のための対策を早急に講ずる必要がある者が、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、緊急地震速報受信装置及びその関連設備の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができる措置に改組されました。

(7) 事業革新設備等の特別償却(措法11の3)について、次の措置が講じられました。

- イ 事業革新設備等の特別償却について、償却割合が100分の25(改正前100分の30)に引き下げられた上、対象となる計画から共同事業再編計画に係る措置及び技術活用事業革新計画に係る措置が除外されるとともに、適用期限が2年延長されました。
- ロ 産業活力再生法等の一部を改正する法律の施行の日から平成24年3月31日までの間において、認定資源生産性革新計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備(以下「資源需給構造変化対応設備等」といいます。)の取得等をしてその事業の用に供した場合には、資源需給構造変化対応設備等については、取得価額の100分の30相当額(建物等については、100分の15相当額)の特別償却ができることとされました。
- ハ 産業活力再生法等の一部を改正する法律の施行の日から平成23年3月31日までの間に資源需給構造変化対応設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年分において、即時償却ができることとされました。
- 《適用時期》 上記イの改正は、産業活力再生法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする事業革新設備等について、上記ロ及びハの改正は、産業活力再生法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする資源需給構造変化対応設備等について適用されます(平成21年所法等改正法附則27③④)。
- (8) 集積区域における集積産業用資産の特別償却(措法11の5)について、対象となる業種に窯業・土石製品製造業(炭素繊維製造業を含みます。)が加えられた上、その適用期限が2年延長されました。
- (9) 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却(措法11の7)が創設され、青色申告書を提出する個人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年4月1日現在審議中)の生産製造連携事業計画について認定を受けた者が、同法の施行の日から平成23年3月31日までの間に、その認定に係る生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年分において、その取得価額の100分の30相当額の特別償却ができることとされました。
- 《適用時期》 この改正は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行の日以後に取得等をする新用途米穀加工品等製造設備について適用されます(平成21年所法等改正法附則27⑤)。
- (10) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法12)について、次の見直しが行われました。
- イ 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、山村振興法の振興山村の地区内において、製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する一定の減価償却資産の取得等をした場合には、その取得価額の100分の10相当額(建物等については、100分の6相当額)の特別償却ができる措置が加えられました。
- ロ 奄美群島に係る措置について、対象となる事業に情報サービス業等が加えられた上、その適用期限が2年延長されました(措令6の3)。
- ハ 半島振興対策実施地域に係る措置及び半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置並びに奄美群島のうち過疎地域に類する地区に係る措置の適用期限が2年延長されました(措令6の3)。
- ニ 過疎地域に係る措置の適用期限が1年延長されました(措令6の3)。
- ホ 水源地域に係る措置は、その適用期限の到来をもって廃止することとし、平成21年3月31日までに水源地域として指定された地区について、所要の経過措置が講じられました(旧措法12、平成21年所法等改正法附則27⑥)。
- (11) 医療用機器等の特別償却(措法12の2)について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。
- イ 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営む者が、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新型インフルエンザに対応するため簡易陰圧装置の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年分において、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができる措置が加えられました(措令6の4)。
- ロ 一般の医療用機器に係る措置について、対象となる機器を、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの又は薬事法に規定する高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器で、同法の規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年以内のものに限るものとされました(措令6の4)。
- (12) 建替え病院用等建物の特別償却(措法12の3)について、その適用期限が2年延長されました。
- (13) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等(措法13)について、その適用期限が2年延長されました。
- (14) 優良賃貸住宅の割増償却(措法14)における高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり割増率の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。
- イ 一定の認定支援施設と一体として整備が行われた支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設

- ① 耐用年数が35年未満であるもの 100分の40(改正前100分の28)
- ② 耐用年数が35年以上であるもの 100分の55(改正前100分の40)
- ロ 上記イの支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅以外の高齢者向け優良賃貸住宅
  - ① 耐用年数が35年未満であるもの 100分の20(改正前100分の28)
  - ② 耐用年数が35年以上であるもの 100分の28(改正前100分の40)

《適用時期》 上記イ及びロの割増償却率の見直しは、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年4月1日現在審議中)の施行の日以後に取得又は新築をする高齢者向け優良賃貸住宅について適用されます(平成21年所法等改正法附則27⑨)。

(15) **特定再開発建築物等の割増償却**(措法14の2)について、市街地再開発事業に係る措置の対象となる建築物が地上階数4以上の中高層耐火建築物が建築される施行地区内における施設建築物に限るものとされた上、その適用期限が2年延長されました。

(16) **倉庫用建物等の割増償却**(措法15)について、対象となる物資の流通の拠点区域に鉄道貨物駅の周辺区域が加えられるとともに、その鉄道貨物駅から10キロメートル以内の区域にある高速道路のインターチェンジの周辺区域が対象地域から除かれた上、その適用期限が2年延長されました。

《適用時期》 上記(4)、(5)、(6)、(10)、(11)、(15)及び(16)の対象設備等に係る改正は、平成21年4月1日以後に取得等をするものについて適用されます(平成21年所法等改正法附則26、27)。

#### (準備金その他関係)

(1) 個人が納付する外国若しくはその地方公共団体又は国際機関の独占禁止法の課徴金及び延滞金に類するものについて、必要経費に算入しないこととされました(所法45)。

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後の行為に係るものについて適用されます(平成21年所法等改正法附則3)。

(2) **特定災害防止準備金**(措法20の2)について、適用対象から石灰石等の採掘の事業を営む個人が除外された上、その適用期限が2年延長されました。

(3) **農業経営基盤強化準備金**(措法24の2)について、農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人(特別障害者に該当する者に限ります。)からその農業経営基盤強化準備金に係る認定計画の認定農業者である推定相続人がその農業経営基盤強化準備金に係る事業の全部を譲り受けた場合には、その推定相続人が、その事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告の承認申請書を提出した者であるときは、その事業の全部を譲り受けた日におけるその農業経営基盤強化準備金の金額をその推定相続人の農業経営基盤強化準備金の金額とみなす措置が講じられた上、その適用期限が2年延長されました。

なお、この推定相続人がこの事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、この農業経営基盤強化準備金の金額は、この事業の全部を譲渡した個人の事業の全部を譲渡した年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされました。

(4) **特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例**(措法28)における一定の農地売買等事業及び研修等事業を行う法人の基金に対する負担金に係る措置について、農業経営基盤強化促進法の改正により農地利用集積円滑化事業が創設されることに伴う所要の整備が行われました。

(5) **土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例**(措法28の4)について、適用停止措置の期限が5年延長されました。

#### <譲渡所得関係>

(1) **特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設**(措法35の2)

個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得(特別の関係がある者からの取得、相続等によるもの等一定のものを除きます。)をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中のその譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円(その長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、その長期譲渡所得の金額)を控除することとされました。

(2) **平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例の創設**(措法37の9の5)

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、国内にある土地等(棚卸資産等に該当するものを除きます。)の取得をし、かつ、その取得をした日の属する年の翌年3月15日までにその取得をした土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)につ

きこの特例の適用に係るものである旨その他一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その取得をした日の属する年の12月31日後10年以内に、その者の所有する他の事業用土地等の譲渡をしたときは、その事業用土地等の譲渡利益金額からその利益金額の100分の80(この適用を受ける先行取得土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をされたもののみである場合には、100分の60)に相当する金額(先行取得土地等の取得価額の合計額を限度とします。)を控除した金額に相当する金額をその事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額とすることとされました。

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の2)について、適用対象から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡が除外された上、その適用期限が5年延長されました。

(4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法33)等について、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、一般電気事業者の設置する最大出力8,000kw以上の風力発電施設及び最大出力1,000kw以上の太陽光発電施設が追加されました(措規14⑤三イ)。

(5) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(措法34)の適用対象から、草地利用権に係る土地等が農地法の裁定により買い取られる場合が除外されました(旧措法34②)。

《適用時期》 この改正は、土地等が農地法等の一部を改正する法律の施行の日(以下「農地法等改正法施行日」といいます。)前に農地法の裁定により買い取られた場合については、従前のおりとされています(ただし、一定の経過措置の適用があります。)(平成21年所法等改正法附則1五、29②③)。

(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(措法34の2)について、次の措置が講じられました。

イ 特定の民間住宅地造成事業のために買い取られる場合の適用期限が3年延長されました。

ロ 適用対象に、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年4月1日現在審議中。以下「商店街活性化法」といいます。)に係る認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業のために土地等が買い取られる場合が加えられるとともに、適用対象から中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業のために土地等が買い取られる場合が除外されました(旧措法34の2②)。

《適用時期》 この改正は、商店街活性化法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用し、土地等が同日以前に高度化事業の用に供するために買い取られた場合については、従前のおりとされています(ただし、一定の経過措置の適用があります。)(平成21年所法等改正法附則1六、29④⑤、平成21年改正措令等附則1五、10①②)。

ハ 適用対象に、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法に創設される農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が加えられました。

《適用時期》 この改正は、農地法等改正法施行日以後に行う土地等の譲渡について適用し、同日以前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとされています(平成21年改正所法等改正法附則29⑦)。

(7) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(措法34の3)について、次の措置が講じられました。

イ 適用対象に、農用地区域内にある農地等を、農業経営基盤強化促進法に創設される農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合が加えられました(措令22の9)。

《適用時期》 この改正は、農地法等改正法施行日以後に行う土地等の譲渡について適用し、同日以前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとされています(平成21年改正措令等附則1四、10③)。

ロ 適用対象から、農用地区域内の特定遊休農地を、農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により、一定の特定農業法人に譲渡した場合が除外されました(旧措法34の3)。

《適用時期》 この改正は、農地法等改正法施行日以前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとされています(平成21年所法等改正法附則29⑧)。

(8) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例(措法37)について、次の措置が講じられました。

イ 国内にある長期所有の土地等又は建物等から国内にある土地等、建物等又は機械装置への買換えの特例の適用期限が3年延長されました。

ロ 短期所有土地等の譲渡に対する特例の不適用措置の凍結期限が3年延長されました。

(9) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例(措法37の9の2)について、その適用期限が2年延長されました。

## ＜その他＞

- (1) **外国税額控除**(所法95)について、外国税額控除の適用を受けた外国所得税の額が後に減額された場合において、その減額に係る年の控除対象となる外国所得税の額からその減額された外国所得税の額を控除する等の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後7年内の各年において減額された場合に限ることとされました。

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後に減額される外国所得税の額について適用されます(平成21年所法等改正法附則4②)。

- (2) 国内において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係るものから生ずる所得は、国内源泉所得である「国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子」に含まれることが明確化されました(所法161、措法7、42の2)。

- (3) 個人に対して支払う株式等証券投資信託等の償還・解約金のうち株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税される部分の金額について、株式等の譲渡の対価の支払調書の提出対象となることが明確化されました(所法224の3、225、228、措法38)。

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後に支払う株式等証券投資信託の償還・解約金並びに平成22年1月1日以後に支払う私募株式等証券投資信託の償還・解約金等について適用されます(平成21年所法等改正法附則5①②)。

- (4) ①上場株式配当等、オープン型の証券投資信託の収益分配金若しくはいわゆるみなし配当の支払を受ける信託の受託者又は②これらの配当等を他人のために業務に関連して名義人として支払を受ける者は、その信託の受益者等又はその他人に対し、上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書又は配当等とみなされる金額に関する支払通知書を交付しなければならないこととされました(所法225、所令352の2、措法8の4、措令4の2)。

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されます(平成21年所法等改正法附則5③④)。

- (5) **山林所得に係る森林計画特別控除**(措法30の2)について、その適用期限が2年延長されました。

- (6) **居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例**(いわゆる**外国子会社合算税制**)等について、次の措置が講じられました(措法40の4ほか)。

イ 特定外国子会社等が支払う配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととされました。

《適用時期》 この改正は、特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る合算対象とされる金額について適用されます(平成21年所法等改正法附則31①)。

ロ 居住者が特定外国子会社等から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、居住者が配当等を受ける日の属する年分及びその日の属する年の前年以前3年内の各年分においてその特定外国子会社等につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、配当所得の金額の計算上控除することとされました。

《適用時期》 この改正は、居住者が特定外国子会社等から配当等(特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限り、)を受ける場合について適用されます(平成21年所法等改正法附則31②)。

ハ 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における合算対象とされる金額の計算等について、上記イ及びロと同趣旨の改正を行うこととされました。

- (7) **パラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するもの**として財団法人日本障害者スポーツ協会から交付される一定の金品については、所得税を課さないこととされました(措法41の8①、平成21年財務省告示第111号)。

- (8) **投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合**(外国におけるこれに類する組合を含みます。以下「投資組合」といいます。)の組合員である非居住者又は外国法人(以下「外国組合員」といいます。)について、次の措置が講じられました。

イ 次の要件を満たす外国組合員は、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人に該当する者とみなすこととされました(措法41の21)。

- ① 投資組合の有限責任組合員であること
- ② 投資組合の事業に係る業務の執行として一定の行為を行わないこと
- ③ 投資組合の組合財産に対する持分の割合が25%未満であること
- ④ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと
- ⑤ 国内に投資組合の事業以外の事業に係る恒久的施設を有しないこと

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後に非居住者が有する国内源泉所得又は外国法人が支払いを受けるべき国内源泉所得について適用されます(平成21年所法等改正法附則36)。

ロ ①又は②の株式等の譲渡(保有期間が1年未満である株式等の譲渡及び一定の破綻金融機関株式の譲渡を除きます。)が行われた場合には、この株式等の譲渡が事業譲渡類似の株式等の譲渡に該当するかどうかの判定については、①又は②の組合員ごとに計算したこの株式等の保有割合によることとされました(措令26の31)。

① 上記イの外国組合員が投資組合を通じて行う株式等の譲渡

② 国内に恒久的施設を有しない投資組合の外国組合員で有限責任組合員であるもの(投資組合の業務を執行しないものに限り)が投資組合を通じて行う株式等の譲渡(この外国組合員ごとに計算した当該株式等の保有割合が25%未満である場合の譲渡に限り)。

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後に行われる株式等の譲渡について適用されます(平成21年改正措令等附則18)。

(9) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別弔慰金については、所得税を課さないこととされました(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)。

## II 平成20年度の改正事項のうち、平成21年分の所得税から適用される主なもの

### 1 減価償却制度の改正

(1) 法定耐用年数について、機械及び装置を中心に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直し等が行われました(耐用年数省令2、別表)。

◎ 詳しくは、平成21年3月30日付個人課税課情報第2号「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表の改正について(情報)」(国税庁ホームページに掲載しています。)をご覧ください。

(2) 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却(措法13の2)が創設され、青色申告書を提出する個人が、平成21年から平成25年までの各年において、その年における障害者就労支援事業所に対して資産の譲渡又は役務の提供の対価として支払った金額(以下「支援事業所取引金額」といいます。)の合計額が前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その年からその前々年までの3年以内において取得等した減価償却資産について、普通償却費の100分の30の割増償却ができることとされました。

この場合において、割増償却額の合計額が、前年から増加した支援事業所取引金額(以下「取引増加額」といいます。)を超えるときは、その取引増加額が限度とされます。

2 工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期の特例(所法66、所令192、193)について、次のとおり改正が行われました。

(1) 工事進行基準の対象となる工事の範囲にソフトウェアの開発が加えられました。

(2) 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件が1年以上(改正前は2年以上)とされ、請負金額要件が10億円以上(改正前は50億円以上)とされました。

(3) 長期大規模工事以外の工事で損失が生ずると見込まれるものについて、工事進行基準を適用できることとされました。

(4) 居住者が、平成21年以後において、請負をした工事について工事進行基準の適用を受けている場合には、その工事未収入金相当額をその工事の請負に係る金銭債権の額として事業所得の金額を計算することとされました。

《適用時期》 (1)から(3)までの改正は、原則として、平成21年1月1日以後に着手する工事について適用されます(平成20年所法等改正法附則4、平成20年改正所令附則12)。

3 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法10)について、試験研究費の増加額に対する所得税額の特別控除割合を上乗せする制度が改組され、平成21年分及び平成22年分の各年において、次の①又は②のいずれかの制度を選択適用できる制度が創設されました。

なお、この制度における控除税額は、試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、その年分の事業所得に係る所得税額の100分の10相当額が限度とされます。

① 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額を特別税額控除する制度

② 試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額を特別税額控除する制度

- 4 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除(旧措法 10 の 7)について、対象が中小企業者に限定されるとともに、教育訓練費割合(労務費の額のうちを占める教育訓練費の額の割合)が 100 分の 0.15 以上の場合に、教育訓練費の額に教育訓練費割合に応じた税額控除割合(100 分の 8～100 分の 12)を乗じた金額の特別税額控除ができる制度に改組された上、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除(措法 10 の 4)の中の制度に位置付けられました。
- 5 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(措法 25)について、次のとおり改正されるとともに、その適用期限が 3 年延長されました。
- (1) 免税対象飼育牛の売却頭数が年間 2,000 頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外されました。
- (2) 免税対象飼育牛の対象範囲から、売却価額 50 万円以上の乳牛が除外されました。
- 6 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行う先物取引の差金等決済に係る調書の提出制度について、店頭デリバティブ取引の差金等決済を対象とすることとされました(所法 224 の 5、225、措法 41 の 15 の 2)。
- 《適用時期》 この改正は、店頭デリバティブ取引に係る差金等決済で平成 21 年 1 月 1 日以後に行われるものについて適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 6、7、54②)。
- 7 国外送金等に係る調書の提出対象となる国外送金等の金額の適用下限額が 100 万円(改正前は 200 万円)に引き下げられました(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令 8 ①)。
- 《適用時期》 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後にされる国外送金等について適用されます(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 163 号)附則②)。

### Ⅲ 平成 21 年度の改正事項のうち、平成 22 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 カバードワラントに対する課税方式等について、次の見直しが行われました。
- (1) 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの差金等決済(カバードワラントの譲渡又はカバードワラントに表示される権利の行使若しくは放棄をいいます。以下同じです。)が、先物取引に関する支払調書制度等の対象に追加されました(所法 224 の 5、225)。
- (2) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例(措法 41 の 14)の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等並びにカバードワラントに表示される権利の行使及び放棄をした場合における雑所得等が加えられました。
- 《適用時期》 これらの改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に行われるカバードワラントの差金等決済について適用されます(措法 41 の 14①三、平成 21 年所法等改正法附則 5 ②)。
- 2 棚卸資産の評価について、所要の経過措置が講じられた上、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法が除外されました(所令 99、平成 21 年改正所令附則 4)。

### Ⅳ 金融・証券税制の改正(平成 20 年度及び平成 21 年度の改正による改正後)

#### 1 上場株式等の配当等に対する課税の見直し

##### (1) 申告分離課税制度の創設

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除きます。以下同じです。)に係る配当所得については、総合課税のほかに、15%(住民税は 5%)の税率による申告分離課税を選択することができることとされました(措法 8 の 4)。

なお、特例措置として、居住者等が平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、7%(住民税は 3%)の税率が適用されます(平成 21 年改正後の平成 20 年所法等改正法附則 32①)。

また、この申告分離課税の選択は、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全額についてしなければならないこととされ、申告分離課税を適用した上場株式等の配当等に係る配当所得については、配当控除は適用されません(措法8の4)。

※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の5%以上である株主等をいいます。

## (2) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の改正

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する7%(居住者は、他に住民税3%)の軽減税率が、平成20年12月31日をもって廃止されました(旧措法9の3)。

ただし、特例措置として、個人(大口株主等を除きます。)又は法人が平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、引き続き7%(居住者は、他に住民税3%)の税率を適用することとされました(平成20年所法等改正法附則33②③、平成21年改正後の平成20年所法等改正法附則33②)。

### ○ 上場株式等の配当等に係る税率

		～平成20年12月31日	平成21年1月1日～ 平成23年12月31日	平成24年1月1日～
<b>【申告における税率】</b>				
<b>総合課税</b>		累進税率 (所得税5%～40%、住民税10%)		
<b>申告分離課税</b>		—	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)
<b>【源泉徴収における税率】</b>				
個人 ※	居住者	10% (所得税7%、住民税3%)		20% (所得税15%、住民税5%)
	国内に恒久的施設 を有する非居住者	7% (所得税のみ)		15% (所得税のみ)
	上記以外の 非居住者	7% (所得税のみ)		15% (所得税のみ)
内国法人・外国法人		7% (所得税のみ)		15% (所得税のみ)

※ 大口株主等である個人を除きます。

## 2 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税の見直し

### (1) 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の改正

上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する7%(住民税は3%)の軽減税率が、平成20年12月31日をもって廃止されました(旧措法37の11)。

ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、引き続き7%(住民税は3%)の税率を適用することとされました(平成21年改正後の平成20年所法等改正法附則43②)。

### ○ 上場株式等の譲渡による所得に対する税率

	～平成23年12月31日	平成24年1月1日～
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)
上記以外の譲渡	20% (所得税15%、住民税5%)	

### (2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例の改正

源泉徴収の選択をした特定口座(源泉徴収選択口座)における所得税の源泉徴収及び還付の際に適用される7%(住民税は3%)の軽減税率が、平成20年12月31日をもって廃止されました(旧措法37の11の4)。

ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等による差金決済を行った場合の、その譲渡収入金額又は差金等に基づき一定の計算によ

り算定される源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率及び還付の際の税率については、引き続き7%(住民税は3%)とすることとされました(平成21年改正後の平成20年所法等改正法附則45①②)。

○ 源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率及び還付の際の税率

	～平成23年12月31日	平成24年1月1日～
源泉徴収選択口座内調整所得金額等に対する税率	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)

3 損益通算の特例の創設等

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

確定申告書を提出する居住者等の平成21年分以後の各年分について、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等に係る配当所得(申告分離課税を選択したものに限り、)の金額との損益通算及び繰越控除(3年間)ができることとされました(措法37の12の2)。

※ 平成20年以前の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成21年以後に繰り越されるものについても、平成21年以後の各年分の上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができます。

(2) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の創設

平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収選択口座に受け入れができることとされました(措法37の11の3、37の11の6)。

平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座を有する居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等のうち源泉徴収選択口座に受け入れたもの(源泉徴収選択口座内配当等)については、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされました(措法37の11の6、措令25の10の13)。

また、平成22年以後の各年において源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の総額とその上場株式等に係る譲渡損失の金額との間で損益通算をした残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額とすることとされました(措法37の11の6、措令25の10の13)。

○ 上場株式等に係る譲渡損失と配当等の損益通算

～平成20年分	平成21年分	平成22年分～
損益通算不可	確定申告により損益通算可	
	—	源泉徴収選択口座において損益通算可

4 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例(措法9の6)について適用期限が1年延長されました。

5 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の創設(措法9の4の2)

内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が上場証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち収益の分配として課税される部分については、所得税を課さない(源泉徴収を要しない)こととされました。

この場合において、国内においてその上場証券投資信託の終了(一定の場合に限り、)又は一部の解約により金銭等の支払をする者は、その支払をする金銭等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その上場証券投資信託の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

※ 上場証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの(特定株式投資信託を除きます。)のうち一定の要件を満たすものをいいます(措法9の4の2、措令4の7の2)。

《適用時期》 この改正は、平成21年4月1日以後の上場証券投資信託の終了又は一部の解約について適用されます(平成21年所法等改正法附則23)。

◎ 金融・証券税制の改正について、詳しくは、平成21年4月9日付個人課税課情報第5号ほか2課共同「金融・証券税制の改正の概要(情報)」(国税庁ホームページに掲載しています。)をご覧ください。